

# 一般財団法人日本赤十字社看護師同方会院内看護研究助成事業規程

## (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本赤十字社看護師同方会（以下「本会」という。）定款第4条第1号の規定に基づき、看護ケアの質の向上、看護管理並びに看護教育の充実に資することを目的として、医療施設等内で看護部門が主催し、看護単位等の複数の看護職が実施する看護研究（以下、「院内研究」という。）の経費の一部を、当該施設の看護部長を通して助成することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

## (助成対象)

第2条 助成は、会員を含む看護単位等の看護師等に対して行う。

## (交付方法と交付責任者)

第3条 助成は、院内研究を行なう医療施設の看護単位等の看護師等に対して、看護部長経由で助成することとし、責任者は看護部長とする。

## (研究期間)

第4条 助成対象とする院内研究の研究期間は、原則として単年度とし、複数年度にまたがる研究は対象から除く。

## (助成金額と対象施設数)

第5条 助成金額は、一施設の看護部門の看護単位等の看護師等に対して、10万円以内とし、助成対象数は当該年度の予算の範囲内とする。

## (申請期間と方法)

第6条 助成金交付を希望する看護師等は、当該年度の4月1日から6月30日までに、看護部長経由で院内看護研究助成金交付申請書（様式1）を理事長に提出する。

## (助成金交付の決定)

第7条 院内看護研究に対する助成金の交付は、理事会の議決を経て理事長が決定し、当該医療施設の看護部長に通知する。

2 助成金の交付決定通知を受けた看護部長は、速かに院内看護研究助成金交付請求書（様式2）を理事長に提出する。

## (領収書の提出)

第8条 助成金の交付を受けた看護部長は、速かに院内看護研究助成金領収書（様式3）を理事長に提出する。

(研究結果の発表)

第9条 助成金を受けて院内研究を行なった看護師等は、原則として、院内における研究発表会等で結果を発表するものとする。

(実績報告)

第10条 助成金を受けて院内看護研究を行なった研究は、看護部長がとりまとめ、研究発表終了後、3ヵ月以内に院内看護研究助成事業実績報告書(様式4)を提出する。

(助成金の返金)

第11条 助成金の未使用、または適正に使用されていない場合は、返金を求めることがある。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成25年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、平成26年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2021年4月1日から実施する。

附則 この改正規程は、2023年4月1日から実施する。